

## 平成24年度品質管理レビュー実施結果の概要

平成25年 7 月 3 日

日本公認会計士協会

### 1. 平成24年度の品質管理レビューの概況

平成24年度の品質管理レビューでは、レビュー対象監査事務所238事務所に対し、通常の品質管理レビューを95事務所に、フォローアップ・レビューを71事務所に、再フォローアップ・レビューを5事務所に対し実施した。通常の品質管理レビューは、原則として3年に一度（大手監査法人については2年に一度）の頻度で実施している。

品質管理レビューの結論は、限定事項のない結論、限定事項付き結論、否定的結論の3種類があるが、平成24年度レビューにおいて否定的結論はなかった。また、結論の不表明もなかった。

限定事項付き結論は、品質管理上改善すべき重要な事項があることを意味するが、限定事項付き結論となった監査事務所の過去4年間の推移は以下のとおりである。

(単位：監査事務所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
限定事項付き結論の 監査事務所数	27 (32%)	7 (7%)	9 (10%)	15 (16%)
レビュー報告書 交付事務所数	85	99	86	95

(注) 表中の ( ) 内の%は、「レビュー報告書交付事務所数」の合計に対する比率である。

平成22年度において限定事項付き結論となった事務所が大幅に減少しているが、これは平成19年に「上場会社監査事務所登録制度」の運用が始まり、従来以上に指導性の強化が図られ、その結果2巡目となる平成22年度には多くの事務所の改善が進んだことによる。

なお、平成23年度より一定規模以上の信用金庫等の監査のみを行っている監査事務所についても品質管理レビューの対象とし、平成23年度からの3年間で品質管理レビューを一巡する予定としている。

初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所に関しては、当然ではあるが指摘される事項が多いという実態がある。上記限定事項付き結論となった監査事務所の内訳を、初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所とそれ以外で示せば以下のとおりである。

(単位：監査事務所)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
当該年度に初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所	限定事項付き結論の監査事務所数	15 (37%)	5 (13%)	4 (19%)	9 (27%)
	レビュー報告書交付事務所数	41	39	21	33
過年度に品質管理レビューを受けたことのある監査事務所	限定事項付き結論の監査事務所数	12 (27%)	2 (3%)	5 (8%)	6 (10%)
	レビュー報告書交付事務所数	44	60	65	62

(注) 表中の ( ) 内の%は、「レビュー報告書交付事務所数」の合計に対する比率である。

当該年度に初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所の方が、過年度に品質管理レビューを受けたことのある監査事務所よりも高い割合で限定事項付き結論となっており、品質管理レビューによって監査事務所の品質管理は向上していると判断できるが、一方で過年度に品質管理レビューを受けたことのある監査事務所において、品質管理の改善が進んでいない一部の監査事務所があることも事実である。

品質管理レビューは、日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）に基づき指導的性格を有するものとして運用している。品質管理レビューの結論は品質管理レビュー報告書において表明されるが、通常の場合、これに合わせて改善勧告書が交付されている。

改善勧告書では関連規則、基準に照らして改善すべき事項が記載されるが、品質管理レビューは指導的性格を有するものであるため、監査事務所の品質管理に多大な影響を及ぼすものでなくとも改善勧告書に含め改善を求めている。

改善勧告書が交付される場合、各監査事務所に対しては改善勧告事項ごとに具体的な改善措置、改善の時期を記載した改善計画書の提出を求めている。また、改善計画書に基づいて改善が行われたかどうかを確認するため、翌年度にフォローアップ・レビューを実施している。

フォローアップ・レビュー（再フォローアップ・レビューを含む。）の過去4年間の実績は以下のとおりである。

(単位：監査事務所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
改善の不十分な事項なし	59 (73%)	59 (88%)	70 (86%)	73 (96%)
改善の不十分な事項あり	22 (27%)	8 (12%)	11 (14%)	3 (4%)
合計	81	67	81	76

(注) 表中の ( ) 内の%は、フォローアップ・レビュー（再フォローアップ・レビューを含む。）を実施した監査事務所数の合計に対する比率である。

品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項は、翌年において多くの監査事務所が改善しており、監査事務所は改善に向けて真摯に取り組んでいるものと判断される。

フォローアップ・レビューで改善不十分な事項があった事務所については、さらに翌年再フォローアップ・レビューが実施される。平成24年度において再フォローアップ・レビューは5事務所に対し実施し、いずれも「改善の不十分な事項なし」であった。なお、上場会社監査事務所部会に登録している監査事務所については、改善が進まない場合には措置の対象となる。

平成24年度の改善勧告事項の主な内容を示せば以下のとおりである。

(単位：監査事務所)

改善勧告事項	合 計
リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項	74 (78%) 【5】
会計上の見積りの監査に関する事項	71 (75%) 【3】
監査調書の整理及び管理・保存に関する事項	59 (62%)
内部統制監査に関する事項	34 (56%)
財務諸表の表示及び開示に関する事項	43 (45%)
審査に関する事項	44 (46%) 【2】
レビュー報告書交付事務所数	95

- (注) 1. 表中の【 】の数は、該当する改善勧告事項について「限定事項付き結論」となった監査事務所数である。
2. 表中の( )内の%は、「レビュー報告書交付事務所数」に対する該当する事項について改善勧告事項を受けた監査事務所数の割合である。
3. ただし、「内部統制監査に関する事項」の( )内の%は、「レビュー報告書交付事務所数」のうち、内部統制監査制度が適用されている上場会社監査事務所(61事務所)に対する割合である。

「リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項」は、監査計画の策定(監査の基本的な方針の策定から実証手続の決定まで)の広範な手続に関するものであるため、多くの監査事務所で見られる結果となっている。特に、初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所において多くの指摘がなされ、限定事項付き結論に至る場合も多い。ただし、品質管理レビューアーの指導や日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)中小事務所等施策調査会の中小監査事務所向け監査ツール検討専門部会が作成した「新起草方針に基づく財務諸表監査の手引(通称オレンジ本)」の公表等に伴い、レビューの現場においては改善が進んでいると認識できる状況にある。

「会計上の見積りの監査に関する事項」については、件数が増加傾向にある。監査上重要な事項であり、監査意見にも影響を与える可能性の高い分野であるため、監査事務所に一層の対応を求めていく必要がある。

「監査調書の整理及び管理・保存に関する事項」は、従来から多くの監査事務所で見られる項目である。限られた時間の中で監査意見の形成を行う実務の中で、調書の整備が後回しにされ、その後のフォローが十分に行われていない例が多い。基準の改正等により新たに作成すべき監査調書が増加していることも指摘が減少しない一因であると思われる。

近年の品質管理レビューの実績を総括すれば、監査の品質に重要な影響を与えるような限定事項は着実に減少している。多くの監査事務所は品質管理レビューを受けるといった想定のもとで緊張感をもって監査業務を行い、品質管理レビューの結果として改善が求められる事項に対しては真摯に取り組んでいるものと判断できる。ただし、限定事項に繋がるほどの重要性はないが改善すべき事項(その他の改善勧告事項)については大きな改善の見られない項目も多い。新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所の増加等の要因はあるものの、各監査事務所に一層の改善を求めていく必要がある。

また、一部の監査事務所については改善が進んでいない実態がある。現在の品質管理レビューの対象は社会的に影響の大きい会社等の監査業務であり、一定水準以上の監査の品質が強く求められている。指導的性格を有すると規定されている品質管理レビューではあるが、自主規制として社会からの期待に応えるためには、改善に向けてのより強い指導が必要である。

## 2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、平成11年4月から監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度（品質管理レビュー制度）を自主規制として導入している。なお、この品質管理レビュー制度は、平成16年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けている。

品質管理レビュー制度は、当協会の品質管理委員会に所属する専任のレビューアーにより、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所の品質管理の状況をレビューする制度であり、これまで我が国の監査の質的水準の維持、向上を図るものとして機能してきた。

また、平成19年度から当協会は、上場会社の監査を担当する監査事務所の監査の品質管理体制の一層の向上を目指して新たな施策として「上場会社監査事務所登録制度」を導入している。この制度では、上場会社を監査する監査事務所に対して、品質管理委員会内に設置した上場会社監査事務所部会への登録申請を義務付けている。すなわち、品質管理レビューの結果により登録の可否を決定し、登録を認めた上場会社監査事務所については、当協会のウェブサイトに掲載する上場会社監査事務所名簿に、事務所名、事務所概要、品質管理のシステムの概要等を開示する。また、登録された上場会社監査事務所が、品質管理レビューにおいて否定的結論となった場合や再三の改善勧告に対して適切な改善措置をとらなかった場合には、三号措置又は四号措置を講じる。このように、上場会社を監査している監査事務所については、品質管理レビューの結果を社会の目に見える形にすることにより、監査業務の品質向上を促している。

なお、上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果により準登録事務所名簿に登録できる制度も設けてある。

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度は、品質管理委員会及び品質管理審議会によって以下のように運用されているが、平成24年度は主として上場会社監査事務所登録制度に関連する部分が改正された。

### (1) 平成24年度の改正の経緯

品質管理レビューの結果、登録を承認された監査事務所は上場会社監査事務所名簿に記載されることになるが、この名簿には監査事務所の品質管理のシステムの概要の他、品質管理レビューを受けた時期、品質管理レビューの結果として三号措置を受けた場合はその概要、懲戒処分を受けた場合はその旨などが記載されている。

これらの開示は、上場会社監査事務所部会に登録されている監査事務所の品質管理の状況に関する情報を、監査人の選定、継続の判断等に当たっての参考に供することを目的としており、一方で、各監査事務所に対しては一層の緊張感を持って監査業務が遂行されることを期待したものである。

東京証券取引所（以下「東証」という。）では、従来から監査人の選任に当たっては、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所の中から選定することを努力規定として規定していた。

平成22年12月、東証は「マザーズの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度の整備等について」を公表した。これは低迷する新興市場の活性化及び新規上場以前から継続的に行われていた財務諸表の虚偽記載事案が複数発覚したことなどを踏まえての所要の制度整備であるとされ、この中には上場会社監査事務所登録制度に関係する改正も含まれていた。

東証は、パブリックコメントを経て、平成23年3月及び8月に有価証券上場規程を改正し、上場会社監査事務所登録制度に関し、以下の2点の改正を行った。

- ・上場会社については、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることを義務付ける。
- ・新規上場申請会社については上場会社監査事務所名簿又は品質管理レビューを受けた実績のある準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることを義務付ける。

当協会では、このような東証の有価証券上場規程の改正をはじめとする、各証券取引所の規程等の改正に対応し、主として上場会社監査事務所登録制度に関連する部分の改正を行った。

## (2) 改正前（平成24年9月30日まで）

### ① 品質管理レビュー制度

品質管理委員会は、会長1名（当協会副会長）及び委員27名（会員27名）から組織されていた。その下部組織としてレビューチームが設置されており、当協会会長が任命したレビューアー27名（会員27名）が所属していた。レビューチームは、監査事務所の監査の品質管理状況について品質管理レビューを行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書等を作成し、品質管理委員会に提出していた。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対し、原則として3年に一度（ただし、大手監査法人に対しては2年に一度）の頻度で品質管理レビューを実施し、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を交付していた。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置とその実施予定時期を記載した改善計画書を品質管理委員会へ提出し、改善措置を実施していた。

品質管理委員会は、改善勧告書を交付した監査事務所に対して、フォローアップ・レビューを実施して改善措置の実施状況を確認することにより、改善措置が確実に実施されるよう努めていた。

また、品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を会員3名及び会員外の学識経験者5名で組織された品質管理審議会に定期的に報告していた。報告を受けた品質管理審議会は、品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与していた。

さらに、当協会は、行政機関である公認会計士・監査審査会に対して、法令に基づき、品質管理レビューの状況報告を行い、モニタリングを受けていた。

以上の改正前の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係を、図1に示している。

### ② 上場会社監査事務所登録制度

品質管理委員会は、品質管理レビューの結果に基づいて、上場会社監査事務所部会への登録の可否案及び同部会の登録監査事務所に対する措置案を品質管理審議会に具申ししていた。

品質管理審議会は、品質管理委員会から具申された上場会社監査事務所部会への登録の

可否案及び同部会の登録監査事務所に対する措置案の審議・決定を行い、その結果を当協会会長に報告していた。当該報告を受けた当協会会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告していた。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を適切に反映していた。

以上の改正前の上場会社監査事務所登録制度の流れを図2に示している。

### (3) 改正後（平成24年10月1日以後）

#### ① 品質管理レビュー制度

品質管理委員会は、委員長1名（当協会副会長）及び委員10名（会員7名及び会員外の学識経験者3名）で組織され、品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームを設置している。

品質管理審査部会は、5つの審査部会で構成され、審査部会長1名（会員）及び品質管理審査員4名（会員4名）で組織されている。各審査部会において品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告（承認申請）する。審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等の場合、部会長1名を含む構成員5名（いずれも会員）で組織する品質管理特定事案検討部会において検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。また、レビューチームは、レビューアー27名（会員27名）により組織され、監査事務所の監査の品質管理状況について品質管理レビューを行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書等を作成する。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対し、原則として3年に一度（ただし、大手監査法人に対しては2年に一度）の頻度で品質管理レビューを実施し、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を交付している。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置とその実施予定時期を記載した改善計画書を品質管理委員会へ提出し、改善措置を実施する。

品質管理委員会は、改善勧告書を交付した監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施して改善措置の実施状況を確認することにより、改善措置が確実に実施されるよう努めている。

また、品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を会員3名（ただし、改正により現担当会員の任期満了後は会員2名以内となる。）及び会員外の学識経験者5名で組織された品質管理審議会に定期的に報告している。報告を受けた品質管理審議会は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与している。

さらに、当協会は、行政機関である公認会計士・監査審査会に対して、法令に基づき、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けている。

以上の改正後の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係を、図3に示している。

#### ② 上場会社監査事務所登録制度

品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場

会社監査事務所部会への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を当協会会長に報告する。当該報告を受けた当協会会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を適切に反映する。

なお、品質管理審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告するというプロセスが加わっている。また、監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不同意の場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の学識経験者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めたときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を当協会会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を当協会会長に報告する。この報告を受けた当協会会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に適切に反映する。

以上の改正後の上場会社監査事務所登録制度の流れを図4に示している。

- 品質管理レビューの流れ
- ==== 上場会社監査事務所登録制度の流れ
- ..... 公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ

図1 改正前の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング

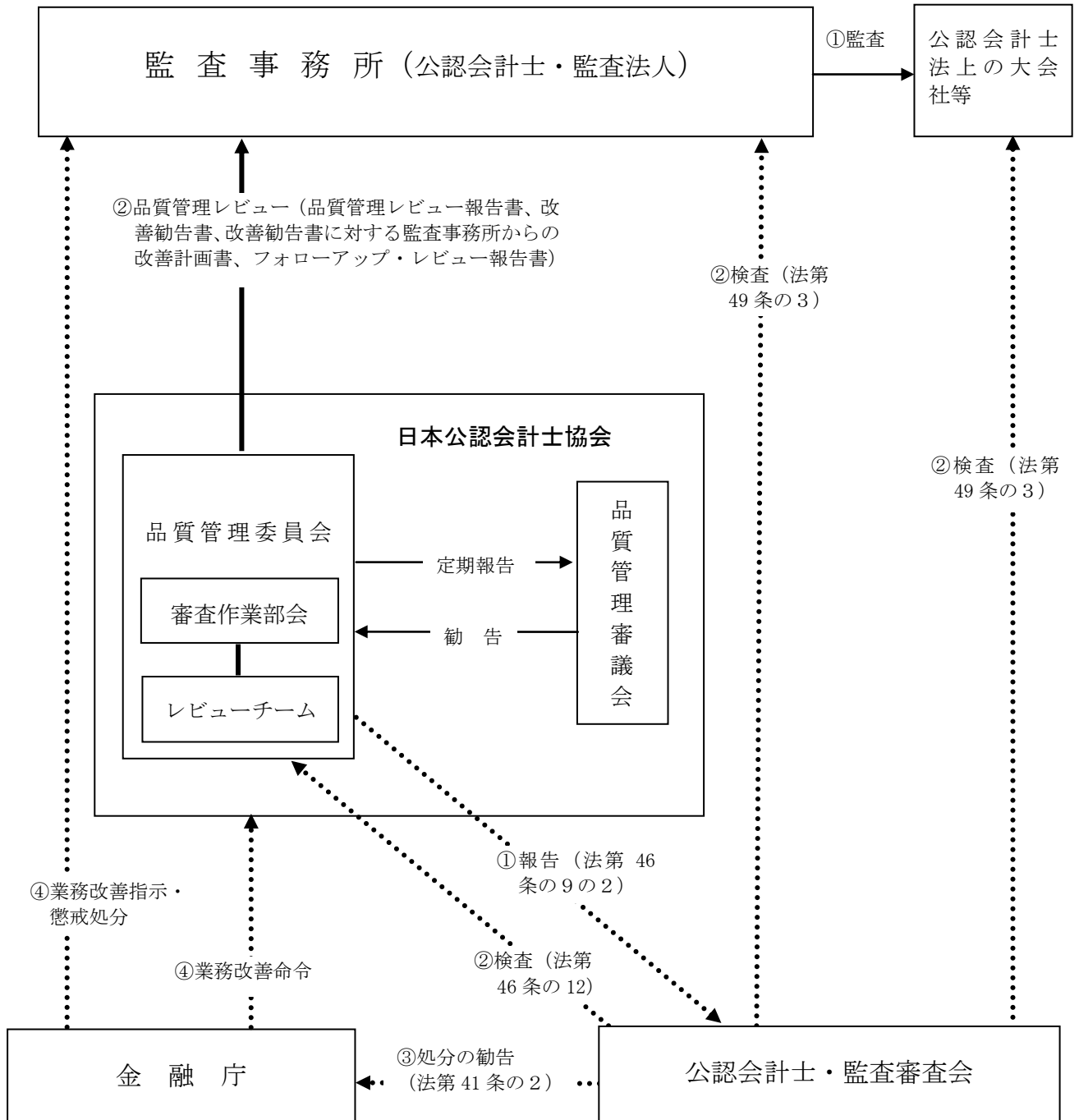




図2 改正前の上場会社監査事務所登録制度

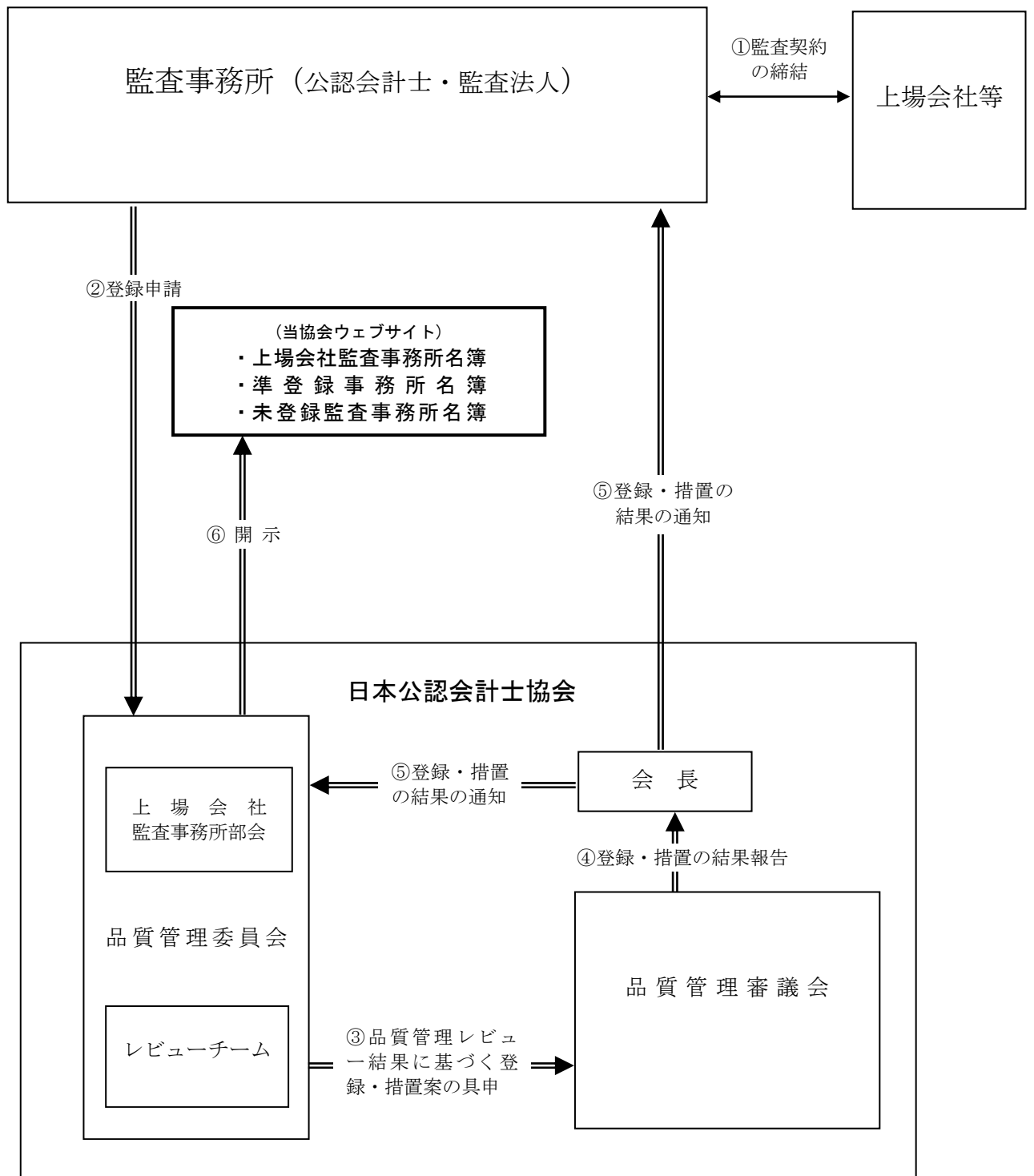


図3 改正後の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング

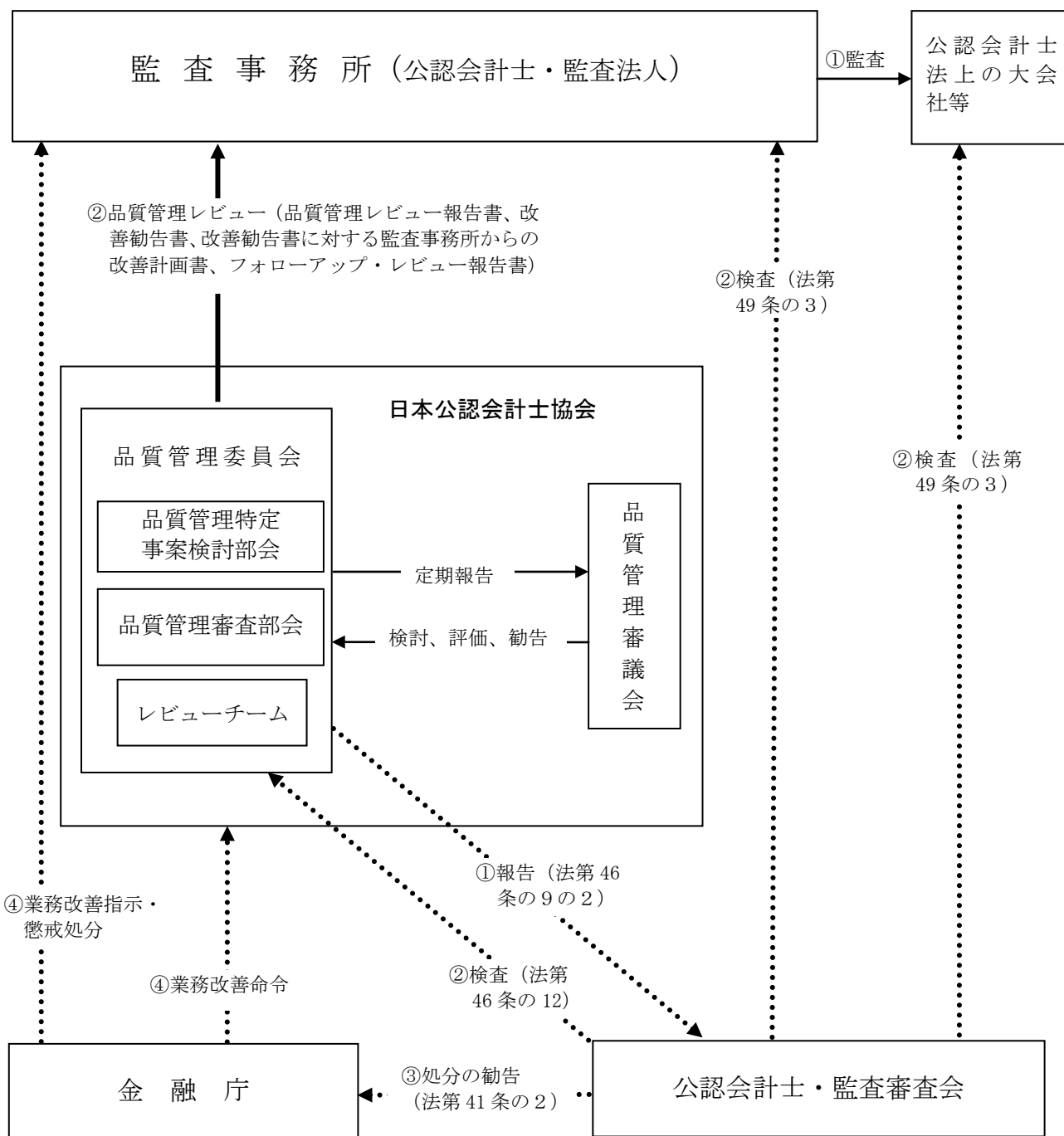
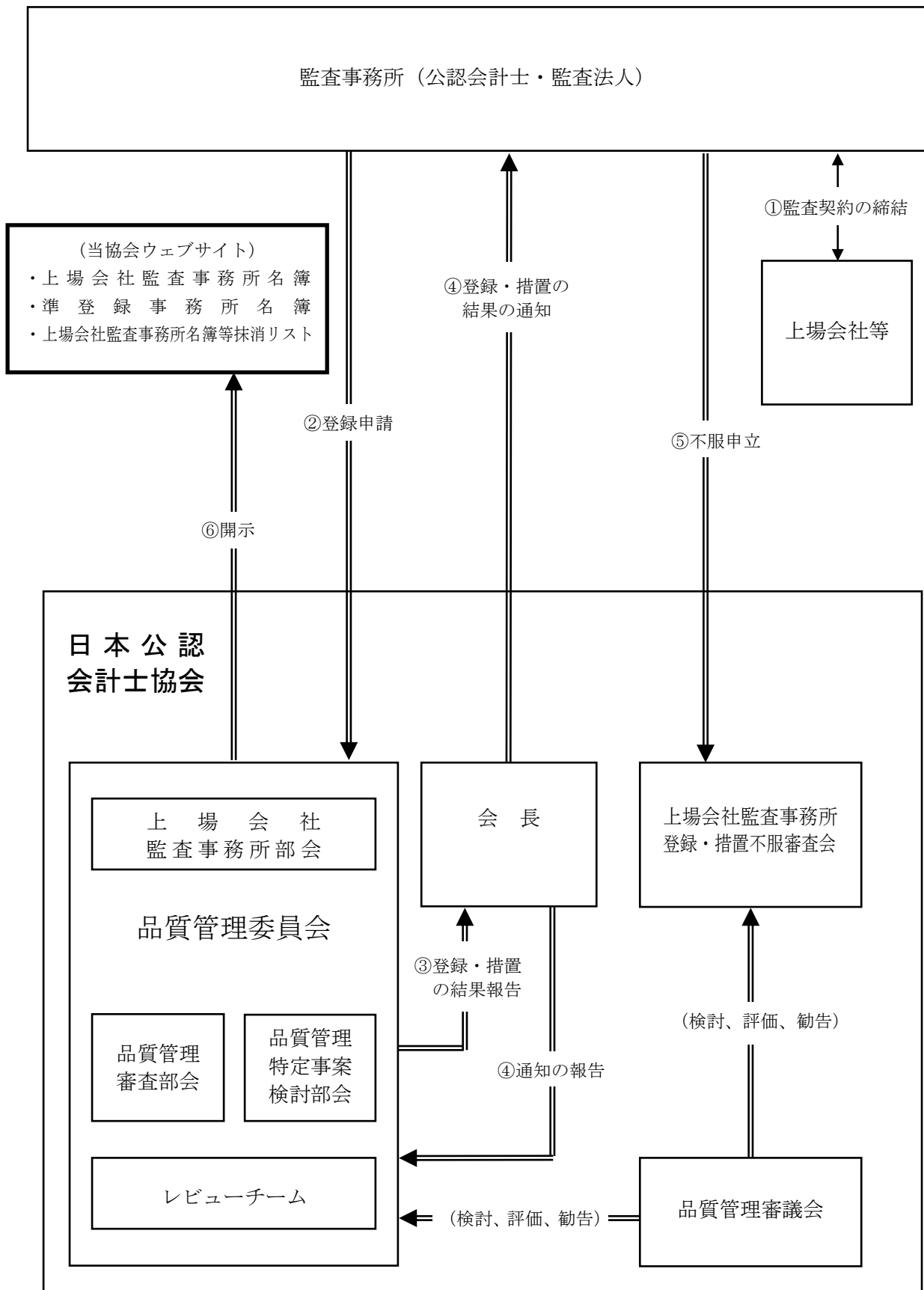


図4 改正後の上場会社監査事務所登録制度



以下に平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の品質管理レビュー活動の概要を報告する。

### 3. 品質管理レビューの実施状況

#### (1) 通常の品質管理レビュー

通常の品質管理レビューは、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対して、原則として3年に一度の頻度で実施している。ただし、大手監査法人（上場会社の監査業務数が100社以上又は専門要員が1,000名以上の監査法人）に対しては、2年に一度の頻度で実施している。

当年度の通常の品質管理レビューの対象監査事務所数及びその実施状況は、下表のとおりである。

（単位：監査事務所）

	前年度未了 事務所数	当年度実施対象 事務所数 <sup>(注3,4)</sup>	計	レビュー報告書 交付事務所数 <sup>(注5)</sup>	当年度未了 事務所数
上場会社 監査事務所 <sup>(注1)</sup>	—	61	61	61	—
非上場会社 監査事務所 <sup>(注2)</sup>	—	34	34	34	—
合計	—	95	95	95	—

(注) 1. 「上場会社監査事務所」とは、当協会会則第122条第3項の規定に基づき品質管理レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社の監査を行っている監査事務所である。以下、本報告書では必要に応じて「上場」と表記している。

2. 「非上場会社監査事務所」とは、会則第122条第3項の規定に基づき品質管理レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社以外の公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所、又は会則第128条の2第1項第二号及び会則第130条第2項の規定に基づき準登録事務所（品質管理レビュー実施済の事務所）として登録されている監査事務所である。以下、本報告書では必要に応じて「非上場」と表記している。

3. 品質管理委員会半期報告書に記載した「当年度実施対象事務所数」は95事務所であった。その後、1事務所（非上場）から準登録事務所（品質管理レビュー実施済の事務所）としての申請があったことにより当年度のレビュー対象監査事務所が1事務所増加し、また、1事務所（上場）について監査事務所の解散があったことにより当年度のレビュー対象監査事務所が1事務所減少したため、「当年度実施対象事務所数」の総数に変更はないが、対象監査事務所は変更されている。

4. 「当年度実施対象事務所数」95事務所のうち、当年度に初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所は33事務所（上場11、非上場22）であり、非上場23には、一定規模以上の信用金庫等の監査のみを行っている14事務所が含まれている。

5. 「レビュー報告書交付事務所数」には、通常の品質管理レビューにおける品質管理レビュー報告書交付事務所数、又はフォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューにおけるフォローアップ・レビュー報告書交付事務所数を記載している。

(参考) 会則第122条第3項又は会則第130条第2項の規定に基づく品質管理レビューの対象となる監査事務所の総数

（単位：監査事務所）

当年度末	監査法人 <sup>(注)</sup>	公認会計士	計
上場会社監査事務所	145	27	172
非上場会社監査事務所	20	46	66
合計	165	73	238

(注) 監査法人には、品質管理レビュー上、監査法人に準じて取り扱っている公認会計士共同事務所9事務所（上場5、非上場4）を含めている。

## (2) 通常の品質管理レビューのフォローアップ

### ① フォローアップ・レビュー

当年度のフォローアップ・レビューの対象監査事務所は、前年度の品質管理レビューにおいて、改善勧告書を交付した監査事務所であり、その対象監査事務所数及び実施状況は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度未了事務所数	当年度実施対象事務所数 <sup>(注)</sup>	計	レビュー報告書交付事務所数	当年度未了事務所数
上場会社監査事務所	—	60	60	60	—
非上場会社監査事務所	—	11	11	11	—
合計	—	71	71	71	—

(注) 品質管理委員会半期報告書では、「当年度実施対象事務所数」は71事務所であり、その後の変更はない。

### ② 再フォローアップ・レビュー

当年度の再フォローアップ・レビューの対象監査事務所は、前年度のフォローアップ・レビューにおいて、「改善の不十分な事項あり」の結論になった監査事務所であり、その対象監査事務所数及び実施状況は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度未了事務所数	当年度実施対象事務所数 <sup>(注)</sup>	計	レビュー報告書交付事務所数	当年度未了事務所数
上場会社監査事務所	—	4	4	4	—
非上場会社監査事務所	—	1	1	1	—
合計	—	5	5	5	—

(注) 品質管理委員会半期報告書では、「当年度実施対象事務所数」は5事務所であり、その後の変更はない。

### ③ 品質管理実施状況の報告

平成25年度に初めて品質管理レビューを受ける予定の監査事務所である13事務所(上場(本登録審査中の事務所)2、非上場11)から、当年度に品質管理実施状況の報告を受けている。

なお、品質管理実施状況の報告は、会則第122条第3項で定める者と監査契約を締結している監査事務所が、「品質管理実施状況の報告書」の様式により、報告する年の前年10月1日から報告する年の9月30日までの期間に係る品質管理実施状況を、12月31日までに品質管理委員会に報告するものである(品質管理委員会規則第6条、品質管理委員会運営細則第9条、品質管理レビュー基準5、品質管理レビュー手続第555項から第560項)。

## (3) 準レビュー

当年度は、会則第139条第3項に基づく当協会会長からの指示による準レビュー(会則第139条第3項に基づく品質管理レビューに準じたレビュー等である。品質管理レビュー手続の改正により、従来「特別レビュー」と称されていたものが「準レビュー」と改められている。)はなかった。

## 4. 品質管理レビューの実施結果

### (1) 通常の品質管理レビューの実施結果

通常の品質管理レビューでは、監査事務所が「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に準拠して監査の品質管理のシステムを整備し運用しているかを所定の手続により検討している。その実施結果として、重要な事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反）の有無に応じた結論を表明する品質管理レビュー報告書を監査事務所に交付している。品質管理レビュー報告書の結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」の3種類がある。また、このほか、「結論の不表明」もある。

品質管理レビュー報告書において、「限定事項のない結論」が表明された場合であっても、監査事務所の品質管理の向上の観点から、重要ではないが改善すべき事項がある場合には、改善勧告事項を記載した「改善勧告書」を監査事務所に交付している。

(参考) 品質管理レビュー報告書の結論の種類

種類	概要
限定事項のない結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備・運用に関して、重要な事項がないと認められた場合に表明される。
限定事項付き結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備・運用に関して、重要な事項が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される。
否定的結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備・運用に関して、重要な事項が発生している重大な懸念があり、かつ、個々の監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明される。

当年度は、95 事務所に対して通常の品質管理レビューを実施した結果、80 事務所（84%）に対して「限定事項のない結論」を表明し、15 事務所（16%）に対して「限定事項付き結論」を表明した。前年度に引き続き、「否定的結論」及び「結論の不表明」はなかった。

前年度は、86 事務所に対して通常の品質管理レビューを実施した結果、77 事務所（90%）に対して「限定事項のない結論」を表明し、9 事務所（10%）に対して「限定事項付き結論」を表明したことと比較すると、「限定事項付き結論」を表明した監査事務所の割合が 10% から 16% へ増加している。

この原因は、下表の「① 通常の品質管理レビューの実施結果」から分析すると、上場会社監査事務所に対して「限定事項付き結論」を表明した割合は 8% から 5% へ減少しているが、非上場会社監査事務所に対して「限定事項付き結論」を表明した割合が 2% から 11% へ増加しており、特に非上場会社監査事務所のうち初めて品質管理レビューを受けた監査事務所に対して「限定事項付き結論」を表明した割合が 1% から 8% へ増加していることによるものと考えられる。

なお、当年度の限定事項としては、「リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項」等の監査業務における品質管理に関する事項や、「監査の品質管理に多数の不備がある監査事務所」（個別の改善勧告事項は限定事項に該当しないものの、監査の品質管理のシステムの整備・運用について多数の改善勧告事項があるため、監査事務所の品質管理の状況を総合的に判断して「限定事項付き結論」を表明した場合）がほとんどであったが、「品質管理のシステムに係る規程等の整備に関する事項」が限定事項となった監査事務所、「会計上の見積りの監査に関する事項」又は「審査に関する事項」といった、個別の事項について限定事項となった監査事務所もあった。

## ① 通常の品質管理レビューの結論

当年度の通常の品質管理レビューの結論は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	限定事項のない結論	限定事項付き結論	計	限定事項のない結論	限定事項付き結論	計
上場会社 監査事務所	64	7 (8%) 【3】 (3%)	71 (83%)	56	5 (5%) 【1】 (1%)	61 (64%)
非上場会社 監査事務所	13	2 (2%) 【1】 (1%)	15 (17%)	24	10 (11%) 【8】 (8%)	34 (36%)
合計	77 (90%)	9 (10%)	86 (100%)	80 (84%)	15 (16%)	95 (100%)

(注) 1. 表中の【 】の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「限定事項付き結論」となった監査事務所の数(内数)である。

2. 表中の( )内の%は、通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数の合計に対する比率である。

## ② 限定事項の概要

当年度の通常の品質管理レビューにおいて、「限定事項付き結論」の原因となった限定事項の項目別件数は下表のとおりである。なお、当年度の限定事項の項目別詳細は、「8. 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項(限定事項を含む。)の概要」に記載している。

(単位：監査事務所)

限定事項	上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	合計 <sup>(注1)</sup>
限定事項付き結論の監査事務所数 <sup>(注2)</sup>	5	10	15 (16%)
うち監査事務所における品質管理に関する事項 <sup>(注3)</sup>	1	3	4 ( 4%)
うち監査業務における品質管理に関する事項 <sup>(注4)</sup>	2	7	9 ( 9%)
うち監査の品質管理に多数の不備がある監査事務所	3	9	12 (13%)
【参考】レビュー報告書交付事務所数	61	34	95

(注) 1. 表中の( )内の%は、「レビュー報告書交付事務所数」に対する当該事項を原因とした「限定事項付き結論の監査事務所数」の割合である。

2. 監査事務所に対して複数の限定事項が生じる場合があるため、表中の限定事項数の合計は「限定事項付き結論の監査事務所数」とは一致しない。

3. 「品質管理のシステムに係る規程等の整備に関する事項」、「審査に関する事項」等がある。

4. 「リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項」、「会計上の見積りの監査に関する事項」等がある。

## (2) フォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューの実施結果

当年度のフォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューの実施結果は、下表のとおりである。

① フォローアップ・レビューの実施結果

(単位：監査事務所)

	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計
上場会社 監査事務所	57	3	60
非上場会社 監査事務所	11	—	11
合計	68	3	71

② 再フォローアップ・レビューの実施結果

(単位：監査事務所)

	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計
上場会社 監査事務所	4	—	4
非上場会社 監査事務所	1	—	1
合計	5	—	5

(3) 会長報告事項

当年度の品質管理レビューの結果、会則第123条第4項に基づく当協会会長への報告を行った監査事務所は、「限定事項付き結論」を表明した3事務所である。

- ① 監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念を生じた場合（品質管理レビュー基準4(1)なお書き、6）…2監査事務所
- ② 監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合（品質管理レビュー基準3(5)③④、6）…1監査事務所

5. 平成23年度の品質管理委員会活動に対する品質管理審議会からの勧告事項とその対応

品質管理審議会から平成24年6月6日付けで受領した「平成23年度品質管理委員会活動に関する勧告書」（会計・監査ジャーナル 平成24年9月号掲載）の各項目は次のとおりである。これらの勧告事項については、当年度の品質管理レビューにおける重点的実施項目とする等により対応した。

(1) 品質管理レビュー制度に係る勧告事項

- ① 品質管理レビュー制度の更なる充実に向けた検討

(2) 上場会社監査事務所登録制度に係る勧告事項

- ② 上場会社監査事務所登録制度の適切な運用
- ③ 登録監査事務所に対する措置の在り方及びその整備・運用の検討

(3) 品質管理レビュー実施に係る勧告事項

- ④ 新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書等への対応状況の確認
- ⑤ 指定国際会計基準への対応の指導
- ⑥ 報酬依存度のセーフガードへの対応の指導
- ⑦ 監査事務所（新規に品質管理レビューの対象となる監査事務所を含む。）の品質管理体制の整備に関する継続的かつ効果的な指導



## 6. 公認会計士・監査審査会への対応

当協会は、公認会計士法により品質管理レビューの結果について、公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けることになっている。

公認会計士・監査審査会に対して、品質管理委員会では次のとおり対応した。

- (1) 「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に従い、各月分（平成 24 年 3 月分から平成 25 年 2 月分まで）の「品質管理レビューに関する月次報告書」（以下「月次報告書」という。）、前年度分の「品質管理レビューに関する年次報告書」及び「品質管理委員会年次報告書」を、公認会計士・監査審査会へ提出した。

各月分の月次報告書には、各月において監査事務所へ交付した品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の写し、監査事務所から提出された改善計画書の写し、並びにフォローアップ・レビュー報告書の写し等を添付している。

- (2) 公認会計士・監査審査会へレビュー調書の写しを提出し、公認会計士・監査審査会からの質問に回答した。
- (3) 前年度分の「品質管理委員会年次報告書」の内容について、平成 24 年 8 月に公認会計士・監査審査会に対する説明を実施した。

なお、上記のほか、平成 25 年 2 月に、公認会計士・監査審査会会長と当協会会長との間で、意見交換が実施されている。

## 7. 平成 24 年度の品質管理レビューにおける重点的实施項目及び実施結果

平成 23 年度の品質管理審議会からの勧告事項を受けて、平成 24 年度品質管理レビューにおける重点的实施項目を設定した。この重点的实施項目に関する品質管理レビューの実施結果は、次のとおりである。

### (1) 初めて品質管理レビューを受ける監査事務所等に対する指導の実施

初めて品質管理レビューを受けることとなる監査事務所に対しては、監査事務所が品質管理のシステムの整備・運用の状況を早期に確認し、自主的に改善することを促すため、「品質管理実施状況の報告書」（添付資料としての「品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する質問書」への回答を含む。）の提出を求めた。また、平成 24 年 3 月に品質管理レビューの概要に関する研修会及び個別相談会等を開催して事前の指導を実施し、さらに、事後的な指導として、必要と思われる監査事務所に対して、改善勧告書に記載した改善勧告事項について、十分かつ適切な説明を行い、監査事務所による自主的かつ実効性の高い改善計画書が作成されるように個別に指導を行った。

また、前年度から措置決定を行っている二号措置の対象となった監査事務所について、継続的専門研修の履修状況の確認を行った。さらに、前年度に監査の品質管理に多数の不備があるため「限定事項付き結論」の品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所に対しては、当年度に通常の品質管理レビューを実施し、改善指導を強化した。

### (2) 新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への監査事務所の適切な対応

当協会では、既に適用されている監査報告書関係（カテゴリー A に属するもの）を含め、クオリティ版報告書の適用を平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からとしており、当年度の品質管理レビューでは、レビューツールの改訂を行った上で、監査事務所としての品質管理のシステムの整備状況について確認すると同時に、品質管理規程及び監査マニュアル等

の更新を確認した。また、個々の監査業務の品質管理レビューにおいて発見事項がある場合には、必要な改善措置の記載の中で今後の改善として、クレンジ版報告書における要求事項等を記載することにより、クレンジ版報告書に対応した改善を実施するよう指導を行った。

### (3) 主要な担当者の長期的関与とローテーション及び報酬依存度のセーフガードへの対応

平成 24 年 3 月期から法規制のローテーション・ルールの適用があり、これに関して自主規制・業務本部平成 24 年審理通達第 2 号「大会社等の監査における継続的監査の制限の確認について」が発出され、注意喚起がなされた。当年度の品質管理レビューにおいては、いわゆる「インターバル期間中の実質的関与」についての法令準拠性を確認した。

また、大会社等に対する報酬依存度が 2 期連続して 15% を超える場合のセーフガードとして当協会にレビューを依頼された場合、当協会は品質管理レビューを実施することとし（平成 24 年 4 月 10 日付け「報酬依存度のセーフガードとして品質管理レビューを利用する場合の依頼要領」）、JICPA ニュースレター（日本公認会計士協会 会報）及びウェブサイトにおいて、会員に通知・周知した。さらに、平成 25 年 1 月 11 日付けで「協会レビューを利用する場合の留意点について（報酬依存度が 15% を超える場合）」を会員に通知し、注意喚起を行った。

### (4) 指定国際会計基準への対応

レビュー対象となった個々の監査業務が IFRS の任意適用会社である場合に備え、平成 22 年度から QCP450 の整備を進めてきたが、多くの監査事務所の参考に供すべく、他のレビューツールと同様に、平成 24 年 7 月に当協会のウェブサイトに QCP450 を掲載した。

また、IFRS を適用して連結財務諸表を作成している上場会社を監査している監査事務所において、当該監査業務の一部をレビュー対象の個々の監査業務として選定し、QCP450 を使用して品質管理レビューを実施した。

今後は、QCP450 がレビューツールとして、より十分な機能を果たすことのできるように更なる改訂を行う予定である。

### (5) 措置細則の見直しの検討

「上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則」についての見直しの検討を始めたが、上場会社監査事務所等への措置及びその判断基準並びに開示等の在り方等については、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の提言を待つこととした。

## 8. 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項（限定事項を含む。）の概要

当年度の通常の品質管理レビューの結果、近年と同様に「限定事項付き結論」を付した品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所の割合は低く、各監査事務所の品質管理のシステムは着実に維持されているものと認められる。しかし、「リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項」、「会計上の見積りの監査に関する事項」、「審査に関する事項」、「監査調書の整理及び管理・保存に関する事項」、「財務諸表の表示及び開示に関する事項」及び「内部統制監査に関する事項」については、当年度も多くの監査事務所に対して改善勧告を行った。

また、改善勧告事項には、品質管理レビューの実施間隔を短縮した 7 事務所（上場 3、非上場 4）及び上場会社監査事務所名簿における登録審査の結果、継続審査となった 1 事務所（上場 1）における「リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項」及び「会計上の見積りの監査に関する事項」に係る前回の品質管理レビューの改善勧告事項で未だ改善されていな

かった事項（再指摘事項）が含まれる。

なお、改善勧告事項の多くは品質管理のシステムの運用に係る事項であったが、前年度と同様に、その前提になる「品質管理のシステムに係る規程等の整備に関する事項」についても、その内容は異なるものの、相当数の監査事務所に不備が指摘されている。各監査事務所は、品質管理のシステムの日常的監視の一環として、品質管理のシステムの整備状況が「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に継続して準拠していることを確認し、適時かつ適切な対応を図る必要がある。

当年度の品質管理レビューにおける、主な改善勧告事項（限定事項を含む。）の項目別件数は下表のとおりである。なお、下段の（ ）の数は、改善勧告事項のうち「限定事項付き結論」の対象となった限定事項の数（内数）である。

(単位：監査事務所)

改善勧告事項		上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	合計 <sup>(注1)</sup>
監査事務所における品質管理	品質管理のシステムに係る規程等の整備に関する事項	16 (-)	16 (1)	32 (34%) (1)
	職業倫理及び独立性に関する事項	21 (-)	13 (-)	34 (36%) (-)
	監査契約の新規の締結及び更新に関する事項	21 (1)	9 (-)	30 (32%) (1)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する事項	7 (-)	9 (-)	16 (17%) (-)
	審査に関する事項	27 (-)	17 (2)	44 (46%) (2)
	品質管理のシステムの監視に関する事項	6 (-)	13 (-)	19 (20%) (-)
	品質管理のシステムの文書化に関する事項	4 (-)	3 (-)	7 (7%) (-)
	監査事務所間の引継に関する事項	2 (-)	2 (-)	4 (4%) (-)
	共同監査に関する事項	6 (-)	3 (-)	9 (9%) (-)
	監査業務における品質管理	リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項	48 (-)	26 (5)
会計上の見積りの監査に関する事項		44 (2)	27 (1)	71 (75%) (3)
継続企業の前提に関する事項		7 (-)	5 (-)	12 (13%) (-)
連結財務諸表作成の要否・連結特有の監査手続に関する事項		4 (-)	5 (-)	9 (9%) (-)
関連当事者に関する事項		19 (-)	11 (-)	30 (32%) (-)
監査役等とのコミュニケーションに関する事項		16 (-)	12 (-)	28 (29%) (-)
確認に関する事項		15 (-)	7 (1)	22 (23%) (1)
偶発債務及び後発事象（弁護士確認を含む。）に関する事項		9 (-)	14 (-)	23 (24%) (-)
監査結果の取りまとめに関する事項		13 (-)	12 (-)	25 (26%) (-)
財務諸表の表示及び開示に関する事項		26 (-)	17 (-)	43 (45%) (-)
経営者確認書に関する事項		11 (-)	12 (-)	23 (24%) (-)
指示と監督及び監査調書の査閲に関する事項		15 (-)	14 (-)	29 (31%) (-)
監査調書の整理及び管理・保存に関する事項		36 (-)	23 (-)	59 (62%) (-)
内部統制監査に関する事項		34 (-)		34 (56%) (-)
監査の品質管理に多数の不備がある監査事務所 <sup>(注2)</sup>	3 (3)	9 (9)	12 (13%) (12)	
改善勧告書交付事務所数 <sup>(注3)</sup>	61	34	95	
【参考】レビュー報告書交付事務所数 <sup>(注4)</sup>	61	34	95	

(注) 1. 表中の％は、「レビュー報告書交付事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。なお、「内部統制監査に関する事項」の％は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。

2. 個別の改善勧告事項は限定事項に該当しないものの、監査の品質管理のシステムの整備・運用について多数の改善勧告事項がある場合には、監査事務所の品質管理の状況を総合的に判断して「限定事項付き結論」を表明している。
3. 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付事務所数」と一致しない。
4. 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付事務所数」と「レビュー報告書交付事務所数」とは一致しないことがある。当年度はレビュー報告書を交付したすべての監査事務所に対して、改善勧告書を交付している。

## 9. 品質管理実施状況の報告の概要

当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出すべき監査事務所は、平成 25 年度に初めて品質管理レビューを受ける予定の 13 事務所であった。これを、上場会社監査事務所又は非上場会社監査事務所、及び「品質管理実施状況の報告書」の提出実績で区分してまとめると、下表のとおりである。

品質管理委員会では、「品質管理実施状況の報告書」の提出に併せて、その添付資料である「品質管理のシステムの整備及び運用状況に関する質問書」への回答を監査事務所へ求め、当該回答内容の分析・検討を実施するとともに、「品質管理実施状況の報告書」を審査した。

(単位：監査事務所)

	過年度に「品質管理 実施状況の報告書」を 提出している監査事務所	今年度初めて「品質管理 実施状況の報告書」を 提出した監査事務所	計
上場会社 監査事務所 (本登録審査中 の事務所)	—	2 (—)	2 (—)
非上場会社 監査事務所	7 (2)	4 (2)	11 (4)
合計	7 (2)	6 (2)	13 (4)

(注) 表中の ( ) の数は、「品質管理のシステムの整備及び運用状況に関する質問書」の回答内容から、品質管理のシステムの整備・運用について、改善すべき事項があると推測された監査事務所の数(内数)である。これらの監査事務所に対しては、回答内容の確認及び必要な指導を実施した。

## 10. 品質管理レビューに係るその他の活動状況

平成 25 年度にフォローアップ・レビューの対象となる監査事務所のうち、当年度の品質管理レビューにおいて改善勧告事項が多かった監査事務所等を対象として、必要に応じて監査事務所へ赴き、改善措置の実施状況を確認した。

また、平成 25 年度に初めて品質管理レビューを受ける予定の監査事務所を対象にして、当年度に品質管理レビューに関する研修会及び個別相談会を開催した。

## 11. 上場会社監査事務所部会の活動状況

### (1) 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

#### ① 改正前の上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成 24 年 4 月 9 日の品質管理審議会における決定から平成 24 年 9 月 30 日までの改正前の上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

		平成 24 年 4 月 9 日	増加	減少	平成 24 年 9 月 30 日
上場会社との 監査契約が ある事務所	登録監査事務所 <sup>(注1)</sup>	162	1	7	156
	未登録監査事務所 <sup>(注2)</sup>	—	—	—	—
	登録審査中の事務所 <sup>(注3)</sup>	15	3	2	16
	計	177	4	9	172
上場会社との 監査契約が ない事務所	準登録事務所	21	3	4	20

- (注) 1. 「登録監査事務所」：増加1事務所は、前年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理審議会により登録監査事務所として登録が認められた監査事務所である。減少7事務所のうち、6事務所は上場会社との監査契約がなくなった監査事務所であり、1事務所は他の登録監査事務所と合併したため消滅した監査事務所である。
2. 「未登録監査事務所」：平成24年9月30日までに、品質管理審議会により上場会社監査事務所名簿への登録の取消しの措置が講じられた監査事務所はなかった。
3. 「登録審査中の事務所」：減少2事務所のうち1事務所は、前年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理審議会により登録監査事務所として登録を認められた監査事務所であり、1事務所は上場会社との監査契約を解除した監査事務所である。

## ② 上場会社監査事務所登録制度の改正による登録状況

「13. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に関する会則、規則等の改廃の状況」に記載しているように、当協会は、平成24年7月の定期総会において関係会則・規則の改正・新設を行い、上場会社監査事務所部会の準登録事務所名簿を改正した。

同改正・新設による準登録事務所名簿における監査事務所の登録の増減の状況は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

(改正前) 平成 24 年 9 月 30 日	変更内容等	(改正後) 平成 24 年 10 月 1 日
I. 上場会社監査事務所名簿 登録監査事務所 156	— 変更なし → — 呼称変更 →	I. 上場会社監査事務所名簿 本登録事務所 156
II. 準登録事務所名簿 登録審査中の事務所 16 準登録事務所 20	— 変更なし → — 呼称変更 → — 登録される 監査事務所 の内容変更 あり <sup>(注1)</sup> →	II. 準登録事務所名簿 本登録審査中の事務所 <sup>(注2)</sup> 16 上場会社と契約予定の事務所 <sup>(注2)</sup> — 品質管理レビュー実施済の事務所 <sup>(注2)</sup> 1
III. 未登録監査事務所名簿 未登録監査事務所 —	— 名称変更 → — 呼称変更 →	III. 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト 上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載した事務所 —

- (注) 1. 改正前の「準登録事務所」20事務所のうち、①上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている1事務所は、品質管理レビューを受けて登録が認められたため、改正後の準登録事務所名簿に「品質管理レビュー実施済の事務所」として登録され、②当該1事務所以外の19事務所は、登録要件が満たされていないため、準登録事務所名簿から登録が抹消された。

2. 改正後の準登録事務所名簿の登録の対象を次の3区分とした。

区 分	概 要
本登録審査中の事務所	上場会社と監査契約を締結しており、上場会社監査事務所名簿への登録を申請済であるが、品質管理レビューの結果に基づく上場会社監査事務所名簿への登録は審査中の監査事務所 (当該監査契約に基づく監査業務について品質管理レビューが実施され、品質管理委員会での審査の結果、登録が認められた場合、本登録事務所として上場会社監査事務所名簿に記載される。)
上場会社と契約予定の事務所	上場会社と監査契約を締結する予定があり、準登録事務所名簿への登録を申し出た監査事務所
品質管理レビュー実施済の事務所	上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社(会社法上の大会社で売上高が10億円以上の会社等)の監査を行っている監査事務所のうち、品質管理レビューの結果に基づき準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所

### ③ 改正後の上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成24年10月1日から平成25年4月12日の品質管理委員会における決定までの改正後の上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	平成24年 10月1日	増加	減少	平成25年 4月12日
上場会社監査事務所 A+B	172	15	15	172
本登録事務所 <sup>(注1)</sup> A	156	12	3	165
準登録事務所名簿に登録されている 監査事務所 B+C+D	17	9	15	11
本登録審査中の 事務所 <sup>(注2)</sup> B	(16)	(3)	(12)	(7)
上場会社と契約予定の 事務所 <sup>(注3)</sup> C	(—)	(4)	(3)	(1)
品質管理レビュー実施済の 事務所 <sup>(注4)</sup> D	(1)	(2)	(—)	(3)
上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載されている事務所 <sup>(注5)</sup>	—	1	—	1

- (注) 1. 「本登録事務所」：増加12事務所は、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が新たに本登録事務所として登録を認めた監査事務所である。また、減少3事務所のうち、1事務所は上場会社との監査契約がなくなった監査事務所であり、2事務所は公認会計士共同事務所として本登録事務所となったことから、品質管理委員会が公認会計士事務所としての登録を抹消した監査事務所である。
2. 「本登録審査中の事務所」：減少12事務所のうち、11事務所は当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が本登録事務所として登録を認めた監査事務所である。また、1事務所は上場会社との監査契約を解除した監査事務所(その後、上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された監査事務所((注)5参照))である。
3. 「上場会社と契約予定の事務所」：減少3事務所は、新たに上場会社と契約を締結し、本登録審査中の事務所となった監査事務所である。
4. 「品質管理レビュー実施済の事務所」：増加2事務所は、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っており、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が新たに品質管理レビュー実施済の事務所として登録を認めた監査事務所である。
5. 「上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載されている事務所」：増加1事務所は、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が本登録事務所としての登録を認めない決定をした監査事務所である。

## (2) 上場会社監査事務所登録制度上の措置について

上場会社監査事務所登録制度における措置は、品質管理レビューの改善勧告事項の改善が進んでいない監査事務所に対して改善を促進させるものであり、会則第 131 条第 2 項各号に定める、一号措置、二号措置、三号措置及び四号措置の 4 種類がある。

(参考) 措置の種類

種 類	概 要	措置の検討対象となる監査事務所
一号措置	注意 (当協会会長からの文書による注意)	品質管理レビュー報告書で「限定事項のない結論」が表明された監査事務所のうち、その他の改善勧告事項について、フォローアップ・レビューの結果、再度の改善勧告が行われた監査事務所等
二号措置	当協会が行う継続的専門研修の履修指示 (原則として「監査の品質」に関する集合研修 2 単位の履修)	一号措置又は三号措置の検討対象となった監査事務所等
三号措置	品質管理レビューによる 限定事項等の概要の開示 (上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への措置の概要の記載)	① 品質管理レビュー報告書で「否定的結論」が表明された監査事務所 ② 品質管理レビュー報告書で「限定事項付き結論」(会長報告事項)が表明された監査事務所 ③ 品質管理レビュー報告書で「限定事項付き結論」(会長報告事項を除く。)が表明された監査事務所のうち、フォローアップ・レビューの結果、重要な事項について、再度の改善勧告が行われた監査事務所 ④ 品質管理レビュー報告書で「限定事項のない結論」が表明された監査事務所のうち、その他の改善勧告事項について、再フォローアップ・レビューでの再々度の改善勧告が行われた監査事務所等
四号措置	・上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示 ・準登録事務所名簿への登録の取消し (・上場会社監査事務所名簿からの抹消及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストへの措置の概要の記載 ・準登録事務所名簿からの抹消)	① 正当な理由がなく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった監査事務所 ② 三号措置が講じられた事項について再度の改善勧告が行われた監査事務所等

当年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成 25 年 4 月 12 日までの品質管理委員会(改正前の上場会社監査事務所登録制度では品質管理審議会)で決定した措置の内訳は、下表のとおりである。

なお、当年度は三号措置又は四号措置が講じられた監査事務所はなかった。



(単位：監査事務所)

措置の種類等		本登録事務所及び 本登録審査中の事務所	品質管理レビュー 実施済の事務所	(参考) 前年度
当 年 度 審 議 終 了 事 務 所	措 置 な し	1 1 6	3	1 1 9
	措 置 あ り (注2)	5	—	5
	一号措置	(5)	(—)	(4)
	二号措置	(4)	(—)	(5)
	三号措置	(—)	(—)	(2)
	四号措置	(—)	(—)	(—)
計		1 2 1	3	1 2 4
当年度審議未了事務所 (注3)		—	—	6

(注) 1. 表中の ( ) の数は、措置が講じられた監査事務所の内訳数である。

2. 一号措置と併せて二号措置が講じられた監査事務所が4事務所あったが、表中では各措置ごとに集計しているため、「措置あり」の監査事務所数と一致しない。

3. 前年度に審議未了事務所の6事務所のうち5事務所は、平成24年6月1日の品質管理審議会により、措置を講じる旨の決定がされた監査事務所である。三号措置と併せて一号措置及び二号措置が講じられた監査事務所が1事務所、一号措置と併せて二号措置が講じられた監査事務所が3事務所、一号措置が講じられた監査事務所が1事務所あった。また、1事務所については、措置はなかった。

### (3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示について

当年度において、会則第132条の規定に従い、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等の開示を行った事務所は、次のとおりである。

- ・ 公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講じるよう勧告された監査事務所：1事務所
- ・ 金融庁から戒告を受けた監査事務所：1事務所
- ・ 金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所：2事務所
- ・ 当協会の懲戒処分（戒告）を受けた監査事務所：1事務所
- ・ 当協会の懲戒処分（会員権1か月停止）を受けた監査事務所：1事務所
- ・ 当協会の懲戒処分（会員権5か月停止）を受けた監査事務所：2事務所

## 12. 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動状況

従来、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定及び一定の措置についての不服申立に関する審査については品質管理審議会が担ってきたが、平成24年7月4日開催の第46回定期総会で会則の一部改正が承認され、平成24年10月1日から新たに上場会社監査事務所登録・措置不服審査会が設置され、同不服審査会が不服申立についての審査を行うこととなった。

平成25年2月5日開催の同不服審査会で会則第137条第10項に基づき、委員の互選による審査会長の選任及び今後の運営方法について打合せを行った。その結果、審査会長1名及び委員4名（うち会員外の学識経験者2名）の体制になった。

なお、当年度において、同不服審査会の審査対象となる不服申立はなかった。

### 13. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に関する会則、規則等の改廃の状況

#### (1) 会則の改正（平成 24 年 7 月 4 日改正）

平成19年度に導入された上場会社監査事務所登録制度については、当該制度により開示される名簿の市場関係者による利用が広がるなど、その重要性が一段と増している。このような状況を踏まえ、当該制度の一層の充実を図るため、次のとおり、当該名簿の見直し等を行うとともに、関連する機関の組織、役割を整理した。

- ① 未登録監査事務所名簿の名称を上場会社監査事務所名簿等抹消リストと改めた。
- ② 準登録事務所名簿の登録の対象を、本登録審査中の事務所、上場会社と契約予定の事務所及び品質管理レビュー実施済の事務所の3区分とした。
- ③ 品質管理委員会は、委員長1名（当協会副会長）及び委員10名以内（会員7名以内及び会員外の学識経験者3名）をもって組織することとした。
- ④ 品質管理審議会は、品質管理委員会の活動のモニタリング及び上場会社監査事務所登録制度における決定を担う機関とされていたが、品質管理委員会及び新設の上場会社監査事務所登録・措置不服審査会のモニタリングを行う機関とした。なお、改正後の品質管理審議会は、会員2名以内及び会員外の学識経験者5名以内をもって組織されることとした。
- ⑤ 品質管理審議会が行うこととしていた、上場会社監査事務所名簿への登録の可否、監査の品質管理の状況の整備等を促すための措置及び未登録監査事務所名簿（改正後の上場会社監査事務所名簿等抹消リスト）への記載についての審査及び決定については、品質管理委員会がこれを行うこととした。
- ⑥ 品質管理審議会が行うこととしていた、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定及び一定の措置についての不服申立に関する審査については、新たに設置した上場会社監査事務所登録・措置不服審査会がこれを担うこととした。上場会社監査事務所登録・措置不服審査会は、会員3名以内及び会員外の学識経験者2名をもって組織することとした。

#### (2) 品質管理委員会規則の改正（平成 24 年 7 月 4 日改正）

- ① 品質管理委員会における審査の充実を図るため、品質管理委員会に品質管理審査部会及び品質管理特定事案検討部会の2つの部会を置き、品質管理審査部会は、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行いその結果を品質管理委員会に報告することを、品質管理特定事案検討部会は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等について検討し、検討結果を品質管理委員会に報告することを担うこととした。
- ② 品質管理委員会が決定機関となったことに伴い、品質管理委員会の議決から利害関係者が排除されることが規定されたため、会則の委任を受けて、具体的な利害関係の範囲を定めた。

#### (3) 品質管理委員会運営細則の改正（平成 24 年 8 月 31 日改正）

- ① 品質管理委員会委員の利害関係者について具体的な事項を定めた。
- ② 品質管理審査部会及び品質管理特定事案検討部会の運営に関し必要な事項を定めた。

#### (4) 上場会社監査事務所登録規則の改正（平成 24 年 7 月 4 日改正）

- ① 準登録事務所名簿への登録の申請をすることができる、「品質管理レビュー実施済の事務所」の「上場会社と同等と認められる会社」の具体的な要件を、会則第122条第3項第一

号から第五号までに掲げる者（同項第二号に掲げる者のうち、金融商品取引所に上場している者を除く。）、または、会社法第2条第六号に規定する大会社で、売上高が10億円以上のものとした。

- ② 新たに設置される上場会社監査事務所登録・措置不服審査会が担う不服申立の手続を整備した。

**(5) 上場会社監査事務所登録細則の改正（平成24年8月31日改正）**

- ① 措置等の開示について新たな規定を追加した。
- ② 様式（登録申請書、誓約書、登録事務所概要書、品質管理システム概要書及び抹消届出書）の修正を行った。

**(6) 上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則の改正（平成24年8月31日改正）**

会則・規則の改正に伴う引用条文の修正を行った。

**(7) 上場会社監査事務所部会登録監査事務所規約の改正（平成24年8月31日改正）**

- ① 上場会社監査事務所部会の規約を遵守する義務を、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録された監査事務所だけでなく、登録を申請したすべての監査事務所が遵守することとし、これに伴い準登録事務所規約は廃止した。
- ② 上場会社監査事務所以外の準登録事務所が、上場会社と監査契約を締結した場合の登録の申請義務を記載した。
- ③ 品質管理委員会による説明等に対する協力の義務、検査結果通知の写しの提出及びレビュー報告書及び改善勧告書の開示に関する義務を記載した。

**(8) 品質管理審議会規則の改正（平成24年7月4日改正）**

品質管理審議会の機能をモニタリングに特化させることとしたため、審査・決定に係る規定並びに審査・決定機能を有する場合に必要な利害関係及び予備委員に係る規定を削除した。

**(9) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則の制定（平成24年7月4日改正）**

新たに設置される上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営に関し、必要な事項を定めた。

**(10) 品質管理レビュー基準の改正（平成24年7月4日改正）**

品質管理レビュー手続と一部表現を合わせるとともに、会則・規則の改正及びクラリティ版報告書に対応した用語の見直し等を行った。

**(11) 品質管理レビュー手続の改正（平成24年8月30日改正）**

会則・規則の改正及びクラリティ版報告書に対応した用語の見直し等を行った。また、会員の要請による品質管理レビュー（報酬依存度15%を超える場合のセーフガードとしての手続、及び上場会社との契約のない監査事務所が準登録事務所名簿への登録を申請する場合の手続）に関する規定を新設した。

## (12) 品質管理レビューツールの改訂（平成 24 年 5 月 21 日及び平成 24 年 6 月 8 日改訂）

クオリティ版報告書の適用に伴う用語の見直し等、独立性に関する関連諸規程の改正等に併せて追加・整理を行った。また、IFRS 任意適用会社を監査している監査事務所の状況を確認するための改訂を行った。

## 14. 品質管理委員会及び品質管理審査部会等の活動状況

品質管理委員会は、平成 24 年 9 月 30 日までは会長 1 名（当協会副会長）及び委員 27 名（会員 27 名）で組織されていたが、平成 24 年 10 月 1 日以後は新たな組織体制となり、委員長 1 名（当協会副会長）及び委員 10 名（会員 7 名及び会員外の学識経験者 3 名）で組織された。

審査体制は、従来どおり、品質管理委員会と 5 つの品質管理審査部会（改正前の審査作業部会）であり、品質管理審査部会はそれぞれ審査部会長 1 名（会員）及び品質管理審査員 4 名（会員 4 名）で組織されている。品質管理審査部会は、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その結果を品質管理委員会に報告した。

また、新たに品質管理特定事案検討部会を設置し、部会長 1 名を含む 5 名の構成員（いずれも会員）に特定事案の検討及び検討結果の報告を委嘱することとした。

このほか、「品質管理レビュー手続、レビューツール等の改正作業部会」を設置し、品質管理レビュー手続、レビューツール等の見直しを行った。

平成 25 年 4 月 12 日までに品質管理委員会を 15 回、審査部会等を 73 回開催した。

## 15. レビューチームに関する事項

### (1) レビューチームの構成

(単位：名)

レビューチームの構成	前年度末	増加	減少	当年度末
主席レビューアー	1	—	—	1
副主席レビューアー	4	3	3	4
主査レビューアー	15	5	4	16
スタッフ・レビューアー	7	4	5	6
合計	27	12	12	27

(注) 表中の「増加」及び「減少」には、① 主査レビューアーから副主席レビューアーへの昇格に伴う主査レビューアーの減少 3 名及び副主席レビューアーの増加 3 名、並びに ② スタッフ・レビューアーから主査レビューアーへの昇格に伴うスタッフ・レビューアーの減少 1 名及び主査レビューアーの増加 1 名が含まれている。

### (2) 品質管理レビューの実施日数

(単位：日)

	通常の品質管理 レビュー	フォローアップ・ レビュー	再フォローアップ・ レビュー	計
上場会社監査事務所	2,360	352	15	2,727
非上場会社監査事務所	390	29	2	421
合計	2,750	381	17	3,148
(参考)前年度	2,802	386	18	3,206

(注) 1. 表中の実施日数は、品質管理レビューに係る監査事務所での作業時間及び報告書等の発行までの執務時間を集計しており、7 時間を 1 日に換算している。

2. 表中の日数のほか、「品質管理実施状況の報告書」の検討、品質管理レビューに係る諸規程・ツール

の改訂作業、レビュー計画策定、研修及び新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所に対する事前説明等の執務日数がある。

3. 表中の日数には、品質管理レビュー手続第 75 項に定める補助者によるレビュー業務補助日数 33 日が含まれている。

### (3) レビューチーム内の研修

レビューアーに対し、当年度の品質管理レビューの重点的实施項目及び前年度の改善勧告事項等の周知を行うとともに、改正後の品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続及びレビューツール等について研修を実施した。また、新任のレビューアーに対しては、品質管理レビュー制度及び実務等に関する研修を実施した。

## 16. 品質管理レビュー制度の今後の課題

当協会は、財務情報の信頼性を確保するために、自主規制機関として監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持・確保する施策として、平成 11 年度より監査事務所に対する品質管理レビューを制度化し、平成 19 年度からは更に自主規制を強化する施策として「上場会社監査事務所登録制度」を創設した。制度発足からは 14 年が経過し、「上場会社監査事務所登録制度」についても 6 年の運用実績を持つ。このような自主規制の取り組みの中で、平成 23 年より各証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、上場を申請した会社及び既上場会社が監査人を選任するにあたり、当協会の上場会社監査事務所名簿等に登録されていることを要件とすることが明確にされたことから、従来にも増して、上場会社監査事務所登録制度への社会的な注目が高まると同時に、影響も大きくなっている。

品質管理レビュー制度に対する社会の期待は、監査事務所の品質管理の向上を通じて資本市場の信頼性に寄与することにある。指導的性格と規定される現在の制度が、この期待に今後も応えられるかどうかについては、十分かつ慎重な検討が必要である。

この点について当協会は、外部の有識者を含めた「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を設置し、これまでの実績を総括するとともに、公認会計士の使命であるパブリック・インタレストの擁護の観点から、今後の品質管理レビューのあり方・方向性について検討を進めており、平成 25 年 6 月に提言が公表される予定である。

社会の期待に応える制度とするために、今後も継続的に制度を見直し、監査環境の変化に適切に対応していくことが求められている。

以下は品質管理レビュー制度を充実させるため、今後対応を行うべき事項である。

### (1) 「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の提言に沿った品質管理レビュー制度の見直し

「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」では、① 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務、② 機動的な品質管理レビュー、③ 品質管理レビューの実効性の向上、④ 品質管理レビューの結論及び上場会社監査事務所部会の措置、⑤ レビューチームの体制等についての検討が実施され、平成 25 年 6 月に提言が公表される予定である。提言の内容に沿い、具体的な品質管理レビュー制度の見直しを適時に実施することが必要である。

### (2) クラリティ版報告書への対応

平成 24 年 4 月 1 日以後開始される事業年度の監査から、クラリティ版報告書が全面的に適用されることに対応し、平成 25 年度の品質管理レビューでは改訂されたレビューツールを用いて、クラリティ版報告書への対応状況を確認し、適切な指導を実施することが必要である。

また、「監査における不正リスク対応基準」が設定され、同基準の設定に沿ってクラリティ版報告書も改正中であるが、平成 25 年度の品質管理レビューでは同基準及び同報告書に沿った監査事務所の品質管理が適切に実施できるよう、その内容を指導することが必要である。

### (3) IFRS への対応

IFRS 任意適用会社は現在は少数ながらも、今後、増加することが見込まれる。また、これから IFRS を適用する上場会社を監査している監査事務所の参考に資するものでもあるため、対応するレビューツール（QCP450）の改訂を適時に行っていくことが必要である。

### (4) 報酬依存度のセーフガードへの対応

「独立性に関する指針」では、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が 2 期連続して 15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成 25 年度の品質管理レビューでは、当該セーフガードの運用状況を確認し、適切な指導を実施することが必要である。

以 上